平成２３年（フ）第２５号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地388
債務者　川満　丈士
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１１９号
静岡市駿河区八幡４丁目11番８―30Ａ号
債務者　栗山　　稔
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月11日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６６号
大阪府交野市私部２丁目33番６―205号
債務者　大塚　志乃
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５８号
大阪市北区長柄西１丁目１番16号　ヨドヤビル　３Ｆ
債務者　越後　竹士
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３号
石川県輪島市稲屋町２の58番地
債務者　海守恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月６日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４３４号
佐賀県佐賀市与賀町46番地４
破産者　未来テクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
奈良県高市郡高取町大字清水谷437番地
破産者　株式会社ヴァーナル製薬
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２３３６号
東京都江東区東陽１丁目25番15号
破産者　ＰＲＩＭＯＲＩＳ・ＩＮＶＥＳＴＭＥＮＴＳ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５７号
東京都足立区千住河原町25―10、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区千住旭町11番７号
破産者　株式会社サンキュー
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３５８号
埼玉県越谷市蒲生旭町10―18、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区千住元町36番５―402号
破産者　株式会社しまむら
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４６号
東京都足立区千住旭町11―７
破産者　島村　敏夫
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８００号
札幌市白石区南郷通14丁目北４―１
破産者　株式会社システムエンジニアグループ
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０６号
仙台市宮城野区蒲生２丁目12番地の16
破産者　有限会社三共クリーニング
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３７号
茨城県つくば市天久保２丁目12番地の７
破産者　有限会社みやもと
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４５号
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷968番地３
破産者　有限会社ケイディーデザイン
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０５号
埼玉県ふじみ野市亀久保1239番地の36
破産者　有限会社秀和通信興業
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８３号
千葉県印旛郡栄町安食卜杭新田947番地
破産者　株式会社タイジョー
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２２６９号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目36番１号
破産者　株式会社アトランティス
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４５０号
東京都小金井市本町１丁目15番３号
破産者　大塚　静男
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９５２号
横浜市港南区芹が谷５丁目41番７号
破産者　有限会社新海物産
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部